

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 本件規則について

本件規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めたものである。

2 改正の経緯

障害児入所医療については、政令第 27 条の 13 により、所得に応じて 1 か月当たりの利用者負担の上限額が設定されており、市町村民税非課税世帯においては、障害基礎年金を含む前年の公的年金等収入金額と合計所得金額等との合計額（以下「基準額」という。）が年収 80 万円以下であることが「低所得 1」の区分の基準として設定されている（政令第 27 条の 13 第 1 項第 3 号）。

今般、令和 6 年の障害基礎年金 2 級の支給額が 80 万円を超えたことを踏まえ、国において、低所得者の自己負担に影響が出ないようにするため、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令により、政令第 27 条の 13 第 1 項第 3 号を改正し、基準額が 80 万 9,000 円以下に改められた（令和 7 年 7 月 1 日施行）。

この基準額については、本件規則の別記第一号様式及び第四号様式に記載していることから、政令の改正に伴い、これらの様式の改正を行った。

3 改正の概要

別記第一号様式及び第四号様式の該当部分の額（80 万円以下）を政令の改正後の額（80 万 9 千円以下）に改めた。

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

改正前の本件規則の規定により調製した用紙は、改正後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとした。